

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例（案）について

1 条例整備の必要性について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法第34条の16の規定改正により、市町村は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業及び小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

2 用語等

(1) 家庭的保育事業（利用定員5人以下）

保育を必要とする乳幼児であって、保育者の居宅等において家庭的保育を行う事業

(2) 小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）

保育を必要とする乳幼児であって、施設（保育を行うことを目的とする）において保育を行う事業（従事する者の要件等によりA型・B型・C型の3種類がある）

(3) 居宅訪問型保育事業（原則1人）

保育を必要とする乳幼児であって、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

(4) 事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児であって、①事業主等が雇用する労働者の乳幼児 ②地域において保育を必要とする乳幼児を保育するために自ら設置する施設（委託実施も可）による保育を行う事業

3 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」について

(1) 従うべき基準

- ①従事する者及びその員数
- ②乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
- ③利用乳幼児の食事の提供は家庭的保育事業所等内で調理する方法（特例あり）

(2) 参酌すべき基準

- ①保育環境（部屋の面積及び防火設備等）
- ②保育時間（1日につき8時間）

4 条例制定の考え方

本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性は認められないことから、厚生労働省令で定める基準を基本とする。

ただし、安全安心で質の高い保育の実施に配慮するため、職員のうち、家庭的保育者の条件を市長が行う研修を修了した保育士のみとすること、家庭的保育事業に従事する家庭的保育者1人につき国は3人の保育とする基準を1人の保育とする等独自の基準を設ける。

5 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の考え方

○ … 国の示す基準 ◆ … 本市の考え方（◆の記述がないものは、国基準どおり）
 従 … 従うべき基準 参 … 参酌すべき基準 独 … 射水市独自の基準

（1）家庭的保育事業

主な項目	国の示す基準と本市の考え方	区分
設備の基準	○家庭的保育者の居宅その他の場所において実施。 ①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。 ②専用の部屋の面積は9.9㎡以上（乳幼児が3人を超える場合は1人につき3.3㎡を加えた面積） ③調理設備を設ける。 ④便所を設ける。 ⑤満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の庭があること（付近の代替地を含む） ⑥火災報知機及び消火器を設置。	参 参 参 従 参 参 参
職員	○家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ◆家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士。 （国基準は、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」も対象としている。） ※調理業務を委託する場合や食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。 ◆家庭的保育者1人につき1人の保育（家庭的保育補助者と一緒の場合5人以下の保育） 国の示す基準は、家庭的保育者1人につき3人以下の保育としているが、市は安心安全で質の高い保育の実施に配慮するため、より高い基準とする。	従 独 従 独
保育時間	○1日につき8時間を原則とし、事業者が定める。	参
保育の内容	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準ずる。	従
その他	○保護者との連絡	参

（2）小規模保育事業

主な項目	国の示す基準	
区分	○小規模保育事業A型（保育園分園に近い類型）、B型（AとCの中間的な類型）、C型（家庭的保育に近い類型）と区分する。	従

(3) 居宅訪問型保育事業

主な項目	国の示す基準	
保育の要件	○障害・疾病等により集団保育が著しく困難、母子家庭等が夜間及び深夜の勤務に従事する場合等	従
職員	○家庭的保育者1人につき1人の保育 ◆家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士。	従 独
設備の基準	○事業の運営を行うため専用の区画を設ける。	参
保育時間	○1日につき8時間を原則とし、事業者が定める。	参
保育の内容	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準ずる。	従
その他	○保護者との連絡	参

(4) 事業所内保育事業

主な項目	国の示す基準																											
利用定員	○利用定員数に応じ設定するその他の乳児又は幼児の下限 <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>利用定員</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上 5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上 7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上 10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上 15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上 20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上 25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上 30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上 40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上 50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上 60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上 70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員	その他の乳児又は幼児の数	1人以上 5人以下	1人	6人以上 7人以下	2人	8人以上 10人以下	3人	11人以上 15人以下	4人	16人以上 20人以下	5人	21人以上 25人以下	6人	26人以上 30人以下	7人	31人以上 40人以下	10人	41人以上 50人以下	12人	51人以上 60人以下	15人	61人以上 70人以下	20人	71人以上	20人	参
利用定員	その他の乳児又は幼児の数																											
1人以上 5人以下	1人																											
6人以上 7人以下	2人																											
8人以上 10人以下	3人																											
11人以上 15人以下	4人																											
16人以上 20人以下	5人																											
21人以上 25人以下	6人																											
26人以上 30人以下	7人																											
31人以上 40人以下	10人																											
41人以上 50人以下	12人																											
51人以上 60人以下	15人																											
61人以上 70人以下	20人																											
71人以上	20人																											
設備の基準	○乳児室又はほふく室を設ける（乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合） ○乳児室の面積は1人につき1.65㎡以上。 ○ほふく室の面積は1人につき3.3㎡以上。 ○調理室を設ける。 ○便所を設ける。 ○保育室又は遊戯室の面積は1人に1.98㎡以上。 ○屋外遊技場の面積は1人につき3.3㎡以上。 ※乳児室等を2階に設ける場合は要件あり。 ○転落防止設備を設ける。	参 参 参 従 参 参 参 参 参																										

職員①	<p>■利用定員が20人以上</p> <p>○保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ※調理業務を委託する場合や食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>○保育士の数</p> <p>乳児 ……おおむね3人につき1人 満1歳～満3歳未満 ……おおむね6人につき1人 満3歳～満4歳未満 ……おおむね20人につき1人 満4歳以上 ……おおむね30人につき1人</p> <p>※事業所につき2人を下回ることはできない。 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	従
職員②	<p>■利用定員が19人以下（小規模型事業所内保育事業）</p> <p>○保育士その他保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ※保育士その他保育に従事する職員は市長が行う研修を修了した者。 ※調理業務を委託する場合や食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>○保育士の数</p> <p>乳児 ……おおむね3人につき1人 満1歳～満3歳未満 ……おおむね6人につき1人 満3歳～満4歳未満 ……おおむね20人につき1人 満4歳以上 ……おおむね30人につき1人</p> <p>※保育従事者の数は合计数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	従
保育時間	○1日につき8時間を原則とし、事業者が定める。	参
保育の内容	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準ずる。	従
その他	○連携施設の確保は要しない。 ○保護者との連絡	従 参

(5) 市独自基準について

職員の資格	◆家庭的保育者（家庭的保育事業、小規模C型、居宅訪問型保育事業）の条件を市長が行う研修を修了した保育士のみとする。 ※事業に従事する者の中に保育士資格を持つものが必ずいるようにする。	独
職員数	◆家庭的保育事業に従事する家庭的保育者1人につき1人の保育とする。 ※複数の子どもの保育を1人で対応しない。	独
暴力団の排除	○国の規定なし ◆射水市暴力団排除条例に基づき、暴力団又は暴力団員等が家庭的保育事業等に関与することを排除する。	独